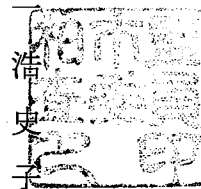


柏市監査委員告示第4号

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等監査を  
執行したので、同条第9項の規定による結果の報告を別紙のとおり  
公表します。

平成20年11月28日

柏市監査委員	渡	邊	義
柏市監査委員	酒	井	成
柏市監査委員	古	川	隆
柏市監査委員	宮	崎	浩



# 監 査 報 告 書

財 政 援 助 団 体 等 監 査

( 柏 市 手 を つ な ぐ 育 成 会 )

柏 市 監 査 委 員

# 目 次

## 【財政援助団体等監査】

1	監査を執行した監査委員名	1
2	監査の種類	1
3	監査の期間	1
4	監査の対象	1
5	監査の方法	2
6	監査の概要	2
7	監査のまとめ	4
8	指摘事項	8

1 監査を執行した監査委員名

渡 邊 義 一  
 酒 井 成 浩  
 山 内 弘 一 (平成20年9月5日まで)  
 中 沢 裕 隆 (平成20年9月5日まで)  
 古 川 隆 史 (平成20年9月5日から)  
 宮 崎 浩 子 (平成20年9月5日から)

2 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等監査

3 監査の期間

平成20年4月7日から平成20年11月27日まで

(監査時に説明資料を要求したところ、新たな決算資料及び会計帳簿類の提出があり、再度監査を実施したため期間を延長した。)

4 監査の対象

平成19年度に執行した下記の補助金

監 査 対 象 団 体	補助対象事業及び補助金額	主管部課
柏市手をつなぐ育成会 (以下「育成会」とい う。)	障害者福祉関係団体事 業活動補助金 1,000,000円	保健福祉部 障害福祉課
	心身障害者小規模福祉作業所 運営費補助金(豊住福祉作業 所) 15,600,000円	
	心身障害者小規模福祉作業所 運営費補助金(南部福祉作業 所) 15,600,000円	

心身障害者小規模福祉作業所 運営費補助金（豊四季台福祉 作業所）
--

15,600,000円
-------------

## 5 監査の方法

監査対象団体及び主管課から資料の提出を求めるとともに、関係者の説明を受けて行った。また、各作業所を実査した。

なお、監査の主な視点を次のとおりとした。

- (1) 補助金の決定は法令等に適合しているか。
- (2) 補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- (3) 補助金の交付団体への指導監督は適切に行われているか。
- (4) 事業計画書、予算書、決算諸表等と所管部局へ提出した補助金の交付申請書、実績報告書等は符合するか。
- (5) 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金が補助対象事業以外に流用されていないか。

## 6 監査の概要

### (1) 監査対象団体の設立目的

昭和40年5月に知的障害者を守り、その教育と福祉の向上を図ることを目的として設立された。

### (2) 組織

役員は、会長1名、副会長4名、会計2名、事務局2名、会計監査2名で、会員は、正会員と賛助会員からなり、正会員は、育成会の趣旨に賛同した知的障害者を持つ保護者である。（育成会会則第4条）

育成会の業務を分担し、遂行する専門部会として、施設建設資金部、広報部、研修・レクレーション部、法人支援部がある。（同会則第15条第2項）

作業所職員は、豊住福祉作業所3名、南部福祉作業所4名、豊四季台福祉作業所4名である。

(3) 活動内容

- ア 知的障害者の社会的認識と人権擁護のための啓蒙
- イ 知的障害者の教育，福祉の向上
- ウ 福祉施設の設置及び運営並びにその強化及び拡充
- エ 福祉向上のための事業の展開
- オ 知的障害者の成長と親睦のための余暇活動
- カ 保護者相互の研修と親睦
- キ 関係機関との連絡提携

(4) 補助金の内容

ア 障害者福祉関係団体事業活動補助金

本市に住所を有する障害者並びにその保護者及び関係者をもって組織する障害者福祉団体で，構成員がおおむね35人以上であり，かつ，3年以上の活動実績を有するものを対象に「柏市障害者福祉関係団体事業活動補助金交付要綱」に基づき交付している。補助金の額は，1,000,000円を限度とし，対象経費の2分の1以内の額とする。

平成19年度には，1,000,000円が交付されている。

対象事業及び対象経費は次のとおりである。

対象事業	対象経費
1 障害者福祉に関する啓発及び普及活動事業	左欄に掲げる事業に要する経費。ただし，次に掲げるものを除く。 (1) 食糧費 (2) 構成員に係る慶弔費 (3) 交際費 (4) 旅費のうち事業に要する経費の20パーセントを超える部分 (5) 使用料及び借上料のうち家賃等に係るもの
2 会員相互の技術研さんのための研修等の事業	
3 障害者との交流事業	
4 会報等の刊行物の発行事業	

- イ 心身障害者小規模福祉作業所運営費補助金(豊住福祉作業所・南部福祉作業所・豊四季台福祉作業所)

本市に住所を有する障害者又は本市が援護を実施している障害者が利用する心身障害者小規模福祉作業所であって「柏市心身障害者小規模福祉作業所設置運営基準」に適合すると市長が認めたものを運営している個人又は団体に対し、「柏市心身障害者小規模福祉作業所運営費補助金交付要綱」に基づき交付している。

対象事業，対象経費，補助金の額等は次のとおりである。

対象事業	対象経費	補助金の額	限度額
小規模福祉作業所運営事業	左欄に掲げる事業に要する経費。ただし，作業工賃を除く。	対象経費の10分の10の額から寄附金その他の収入額を控除した額	補助対象在籍者数が5人以上7人以下の小規模福祉作業所にあつては，4,300,000円
			補助対象在籍者数が8人以上10人以下の小規模福祉作業所にあつては，7,000,000円
			補助対象在籍者数が11人以上12人以下の小規模福祉作業所にあつては，9,150,000円
			補助対象在籍者数が13人以上14人以下の小規模福祉作業所にあつては，11,300,000円
			補助対象在籍者数が15人以上の小規模福祉作業所にあつては，15,600,000円

小規模福祉作業所を利用させることのできるものは，在宅の心身障害者であつて，通所による作業になじむ15歳以上の者とする。（柏市心身障害者小規模福祉作業所設置運営基準第4条）

## 7 監査のまとめ

### (1) 障害者福祉関係団体事業活動補助金

育成会は，市内外の各種施設や学校等に在籍の知的障害者を持つ保護者を主体とした団体で，会員活動（バザー，研修，本人余暇支援等），福祉作業所の運営，喫茶室「ココ」の経営など多様な活動をしている。ただし，当該補助金交付要綱

での対象者要件である「本市に住所を有する障害者並びにその保護者」に該当しない者が34名含まれている。

育成会の活動としては、福祉作業所の運営や喫茶室「ココ」等各事業の運営が掲げられているが、今回の監査では、喫茶室「ココ」の独立採算を理由に「ココ」の財務の明細資料の提出はなかった。このため、育成会からの借入金や作業所からの研修に伴う賃金支払についての開示が求められる。

育成会の会計は、一般会計と特別会計とに区分され、当該補助金は一般会計の収入として計上されている。特別会計について育成会は、施設整備等のための資金プールとし、事業運営費である一般会計と区別していると説明しており、その主な収入は、前年度繰越金 8,029,570 円、バザー収益金 976,935 円、一般寄附金 425,016 円等で、支出は、育成会の会長が理事長である法人への寄附 600,000 円のみである。平成19年度末繰越残高 9,444,559 円となっている。

次項の作業所補助金に関係するが、豊住福祉作業所の高柳への移転に伴う修繕費は、特別会計の主旨からして当該会計から支出されるべきである。

当該補助金の確定において、補助対象外とすべき次の経費が補助対象とされている。

ア バザー準備金等 48,440 円

バザー収益は特別会計の収入に計上されており、バザー経費についてもその会計から支出されるべきである。また、収益のうち、作業所における障害者に帰すべき生産品の対価が明確でない。

イ 千葉県育成会負担金 577,500 円

県育成会会則によると「会員は市町村育成会に加入する者」とされ、会員個人の支出であり、育成会が徴収する年会費 4,000 円には、県育成会の会費 1,500 円が含まれていることから補助対象外である。

ウ 懇親会・歓送迎会 97,000 円

開催内容を確認したところ、一般の宴会場における夜間の催しであり、補助対象経費とは認められない。



その他、「同じ備品（ファックス）が2年連続で購入されている。」、「年度末（3月31日）に大量（275,250円分）の切手が購入されている。」、「テレビ、冷蔵庫等の備品は、育成会の会長が理事長である法人（あすか園）内に設置されている。」等の事実を確認した。

これらについては、主管課による今後の十分な検証を求めたい。

## (2) 心身障害者小規模福祉作業所運営費補助金

福祉作業所とは、福祉的就労の場である任意の施設である。

対象の3作業所は、設置者及び実施責任者がいずれも育成会の会長で、体制としては、育成会が運営を行っている形態である。

当該補助金の交付対象は、運営基準に適合すると市長が認めたものを運営する個人又は団体で、補助金の限度額は在籍者数によって決定される。在籍者数は、申請段階では、毎月1日現在の在籍見込者数及び在籍者名簿で、実績報告書では、「小規模福祉作業所の事業実施状況」に記載された毎月の利用者実人員及び在籍者名簿で主管課により確認されている。

実際の作業所利用者数の実態を、上記書類、育成会作業所から提出のあった給料表（工賃支給台帳）、作業所利用・退所届及び通所費徴収状況等で確認したところ、年間を通して通所の実績が認められない者4名（豊住1名、豊四季台3名）、6月14日付け補助金申請時の在籍者に4月中に死亡した者を含めていた（豊四季台）ことが判明した。

運営基準では、作業所を利用させることができる対象者を、「在宅の心身障害者であって、通所による作業になじむ15歳以上の者」と規定しており、長期欠席者及び年度当初に死亡している者は、補助対象の在籍者とは認め難いところである。

なお、申請のあった在籍者及び工賃支給人数は、次表のとおりであり、年度末には、工賃支給人数が減少していることが認められる。

	豊住作業所	南部作業所	豊四季台作業所
申請のあった在籍者	15	15	15
工賃支給人数（年度当初）	13	14	11
工賃支給人数（年度末）	13	13	8

補助金の使途等を，実績報告書や各作業所の出納帳簿等で確認したところ，決算額と帳簿額が一致せず，3月末日時点で9,608,035円（3作業所合計）の未支出金の存在が判明した。

この内容について調査を進めたところ，千葉県への実績報告書の提出期限が4月早々であることから，3月の支出未済額を計上した見込みの決算書で書類を作成していたこと及び根拠のない支出未済額まで計上していたことが判明した。また，年度区分ができていない実態も確認された。

その他，支出を伴わない退職積立金（年度末残高 3,506,048円）が留保されていることも確認され，不適切な補助金の使われ方であると言わざるを得ない。

当該補助金の交付根拠となる運営基準及び補助金交付要綱の運用において主管課では，年間で作業所利用人員に変動があっても4月1日現在の申請人数で補助対象在籍者を決定しているほか，一度運営基準に基づく利用者となれば，その後作業への参加ができなくなっても在籍者とする等の扱いをしている。千葉県の補助要綱に準じているが，県の要綱では毎月1日を在籍者としているので整合性を欠いている。

補助限度額は在籍者数により逡増し，14人と15人では，4,300,000円の差が，12人と13人では，2,150,000円の差があり，在籍者数の認定の仕方による補助金額の差は大きい。

また，小規模作業所の設置場所が，市内と市外では，人数が少ない場合，市外の作業所への補助が優遇されている矛盾がある。

「ノーマライゼーションかしわプラン」では，障害者自立支援法の成立に伴い，小規模福祉作業所の法定施設への移行について，「条件を満たす作業所から順次移行し」とされている。育成会は，育成会の代表が法人の理事長でもあり，最も

条件を満たす作業所とも考えられるが、他の市内小規模作業所が新体系へ移行した現在も、市内で最後まで残っているのが育成会の3作業所である。

## 8 指摘事項

### [障害福祉課]

- (1) 心身障害者小規模福祉作業所運営費補助金の額は、精算報告書によると、市補助金、寄付金、その他の収入は、工賃を受給した作業員1人あたりに換算すると年額1,387,786円に対し、支払賃金は1人あたり68,481円にすぎない。真に働く障害者の利益のためにも、作業所運営の継続的かつ適正なチェックと「ノーマライゼーションかしわプラン」に示された法定施設への移行が速やかに実現されることを求めたい。
- (2) 当該補助金について、年間を通した通所実績が認められない長期療養とされる4名分(6,450,000円)の返還及び年度途中から通所されなくなった人数分の取扱いについては、十分育成会と協議し対処されたい。

### [柏市手をつなぐ育成会]

- (1) 補助金に係る事業活動にあたり、「当該団体の専門部等の会員活動」、「3作業所の運営」、「喫茶室の経営」及び「関係福祉法人の運営」の会計区分を明確にし、年度単位の適正な支出に努められたい。
- (2) 平成19年度に交付された「心身障害者小規模福祉作業所運営費補助金(3作業所分合計46,800,000円)」及び「障害者福祉関係団体事業活動補助金(1,000,000円)」合計47,800,000円のうち、5,617,383円を市に返還されたい。

その内容は次のとおりである。

- ア 3作業所の在籍とされる45名のうち亡くなっている1名分は返還をする必要がある。(4,300,000円)
- イ 豊住福祉作業所の修繕費(1,021,765円)は、当該団体の特別会計(平成19年度残高9,444,559円)の主旨からして、当該会計から支出すべきである。

ウ 障害者福祉関係団体事業活動補助金のうち、上記「監査のまとめ」のとおり、県育成会(会費分)負担金、懇親会費、バザー準備金(特別会計から支出すべき)等及び市外居住者分については補助対象外とすべきものである。(返還積算額 295,618 円)